

4 障第 1135 号
令和 5 年 1 月 31 日

指定障害福祉サービス事業所の長
指定障害者支援施設の長 様

長野市保健福祉部障害福祉課
(保健福祉部障害福祉課指定給付担当)

指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預り金の適正な取扱いについて
(通知)

標記については、平成 25 年 10 月 17 日付け 25 障第 5030 号により、利用者の預り金等の管理上の留意事項について通知しております。

指定障害福祉サービス事業所等における預り金の出納管理に係る費用については、障害者総合支援法により「その他日常生活費」とは、区別されるべき費用であるとされています。

今般、障害福祉施設において利用者の預り金の取扱い及び管理への不備が散見されます。ついては、平成 25 年 10 月 17 日付け 25 障第 5030 号でお示しした留意事項により、管理体制を再度点検し、不備があった場合は早急に改善いただくとともに、利用者の預り金等の適正な管理について、万全を期していただきますようお願いいたします。

別添、利用者預り金規定（参考例）も作成例としてお使いください。

長野市保健福祉部障害福祉課
指定給付担当：石坂・佐藤・伊藤
電話 026-224-8382
メール shougai@city.nagano.lg.jp